令和　年　月　日

馬の飼養衛生管理マニュアル

　家族や来客者が行う衛生対策の方法は、以下の項目を遵守すること。

①原則、他所で馬を飼養しない。狩猟を行わない。

②原則、家畜伝染病が発生している地域へは渡航しない。やむを得ず、海外に行く場合は畜産施設に立ち入らない。

③海外からの肉製品を持ち込まない。

④ほかの畜産施設等で使用したものを飼養場所に持込まない。

⑤工具、機材、食品等をやむを得ず持ち込む場合は、煮沸消毒もしくは消毒薬による浸漬消毒を行う。

⑥ネズミ等野生動物の衛生管理区域内への侵入防止対策を行う。

⑦清潔な衣服と履物を着用し、手指の洗浄・消毒を行う。

⑧物品、車両、施設等は適切に洗浄及び消毒を行う。

　　飼養衛生管理者：

家畜の伝染病を疑う症状がされた場合、速やかに連絡する

伝染病以外の異常が確認された場合

　中央家畜保健衛生所　ＴＥＬ：023-686-4410

　　　　　　　　　　　ＴＥＬ：

***緊急連絡先***

ヒト、家畜、車両、たい肥等は即時移動禁止とし、家畜保健衛生所の指示に従う。

別紙

